

任意継続組合員制度について Q & A

1. 任意継続組合の加入について

Q 1 退職後、任意継続組合か国民健康保険に加入するか迷っています。どちらにすればよいでしょうか。

A 1 任意継続組合員制度は、加入要件を充たした方が、掛金「2. 掛金について Q 1」を納めていただくことで、退職後も引続き医療給付（一部の福祉事業を除く。）及び附加給付が受けられます。

国民健康保険の保険料等については、お住まいの市区町村国民健康保険窓口にお問合せいただき、ご自身にあった方を選択してください。

Q 2 加入要件はありますか。

A 2 退職日の前日までに引続き（他の共済組合の期間を含む）1年以上組合員期間があった方は加入できます。また、退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員資格取得申出書を共済組合に提出、かつ、掛金を納付した場合に資格を取得できます。ただし、75歳以上の方は任意継続組合には加入できません。

Q 3 任意継続組合は何年間加入できますか。

A 3 資格取得日から2年間加入できます。ただし、加入期間中に75歳を迎える方は誕生日前日までの加入となります。

Q 4 任意継続組合に加入したい場合はどうすればよいですか。

A 4 任意継続組合員資格取得申出書をご提出ください。

Q 5 現在被扶養者がいますが、任意継続組合に加入する際には被扶養者も加入したいです。このような場合はどうすればよいでしょうか。

A 5 在職時の被扶養者を引続き任意継続組合員の被扶養者とする場合は、任意継続組合員資格取得申出書と併せて被扶養者申告書をご提出ください。新たに家族を被扶養者とする場合には別に手続が必要になりますので、共済組合までご連絡ください。

2. 掛金について

Q 1 任意継続組合の掛金額はいくらになりますか。

A 1 次の（1）又は（2）のうちのいずれか低い額を掛金算定の基礎となる標準報酬月額とし、掛金率（※1）を乗じた金額が1月分の掛金額となります。

（1）退職日の属する月の掛金の算定基礎となった標準報酬月額

（2）令和7年9月30日の全組合員の平均標準報酬月額 410,000円

※1 掛金率：短期掛金 1000分95.96

介護掛金 1000分15.18

子ども掛金（※2）1000分2.3

掛金率は、毎年度見直しが行われます。

※2 子ども掛金【子ども・子育て支援金】は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、令和8年4月掛金

分からスタートし、短期・介護の掛金とあわせて徴収されます。年齢や被扶養者の有無に関係なく、全組合員が徴収の対象です。

Q 2 任意継続組合の掛金の払込は、月払いと一括払いがありますが、どちらがよいでしょうか。

A 2 月払いを選択された方は、初回の掛金納付は退職日の翌日から 20 日以内、それ以降は、毎月月末日までに翌月分を払込していただく必要があります。(割引なし)
一括払いを選択された方は、一括払いの割引が適応されます。

Q 3 掛金の払込に対して納付書はありますか。

A 3 納付書はありません。送付書類に記載してある各口座番号に納付期限までに払込ください。期限までに払込がない場合は任意継続組合に加入することはできません。

Q 4 初回掛金の払込が完了したら、後日書類等が送付されるのでしょうか。

A 4 共済組合が払込を確認後、任意継続組合員資格取得申出書により加入者情報登録を行い、登録が完了次第、マイナ保険証（健康保険証として使えるように登録しているマイナンバーカードのこと）をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」をご自宅に特定記録郵便にて送付します。マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を簡易書留郵便にて送付します。

Q 5 年度途中に加入し、掛金を一括払いしたいです。この一括払いは加入した月から 12 ヶ月分ですか。

A 5 掛金を計算する際の掛金率は、毎年度見直されますので年度途中で加入される場合の一括払いの掛金は、年度末までの額となります。
月払いの掛金額も年度末までの額となりますので、ご注意ください。

3. 任意継続組合の脱退について

Q 1 現在、任意継続組合員ですが、国民健康保険または家族の扶養に入ろうかと思えます。どのような手続をすればよいでしょうか。

A 1 事前に共済組合にご連絡ください。後日「[任意継続組合員資格喪失申出書](#)」の提出をお願いいたします。ご提出いただきましたら、国民健康保険加入に必要な書類の資格喪失証明書を自宅へ郵送いたします。国民健康保険または家族の扶養に加入される方はご連絡頂いた月の翌月 1 日に資格喪失となります。なお、一括払いで掛金を払込していただいた方は残月分を還付させていただきますので、還付先の通帳の写しを併せてご提出ください。

Q 2 再就職が決まり、任意継続組合員を脱退します。どのような手続をすればよいでしょうか。

A 2 再就職が決定された方は、再就職先の社会保険等に参加されます。再就職先から「資格情報のお知らせ」等を受け取りましたら、写しを「[任意継続組合員資格喪失申出書](#)」と併せて共済組合に提出ください。なお、一括払いで掛金を払込していただいた方は残月分を還付させていただきますので、還付先の通帳の写しを併せてご提出ください。

4. 次年度の継続について

Q 1 4月で任意継続組合員の2年目となりますが、2年目も引続き継続するのと国民健康保険に入るのはどちらにすればよいでしょうか。

A 1 2年目の掛金は、1年目と同様に退職時の標準報酬月額で算定されますので、掛金率が変わらない限り掛金は前年と変わりません。（平均標準報酬月額の改定があれば変更になる場合があります。）退職後の1年間が無職無収入または前年より収入が低かった場合、国民健康の保険料は任意継続組合の掛金より低額になる可能性がありますので、比較検討の上ご判断ください。

国民健康保険の保険料については、お住まいの市区町村 国民健康保険窓口にお問合せください。

毎年、2月上旬に任意継続組合員に対して、来年度の継続確認の書類をご自宅に送付しています。

引き続き任意継続を希望される方は、2月末までに事務担当者へご連絡くださいますようお願いいたします。

来年度、国保に加入される方は同封の「任意継続組合員資格喪失申出書」をご提出ください。

ご提出後、3月31日発送で「資格喪失証明書」をご自宅に送付します。

※「資格喪失証明書」は3月31日以降の発送となります。31日以前の発送はできませんのでご了承ください。

Q 2 3月31日で任意継続組合員期間満了（2年経過）となります。国民健康保険に加入する際に必要な書類（資格喪失証明書）はいつ頃届きますか。

A 2 年度末で期間満了となる方は、3月31日発送で「資格喪失証明書」をご自宅に送付します。

※「資格喪失証明書」は3月31日以降の発送となります。31日以前の発送はできませんのでご了承ください。

Q 3 有効期限が切れた資格確認書はどうすればよいでしょうか。

A 3 ご自身で廃棄をお願いいたします。

5. その他について

Q 1 確定申告をする際に任意継続の掛金は控除の対象となりますか。

A 1 任意継続の掛金は「社会保険料控除」として所得控除の対象になります。

Q 2 確定申告の際に必要な証明書類は交付してもらえますか。

A 2 確定申告時に証明書類は必ずしも必要ではありません。金額の確認時に書類の提出を求められることがあります。入金記録が記載されている書類であれば証明書類としてご利用できます。お近くの税務署に確認をお願いいたします。ご確認の上、証明書類が必要であれば共済組合までご連絡ください。また、証明書交付時にかかる郵送料金はご負担いただきます。

Q 3 任意継続組合員は人間ドックは利用できますか。

A 3 任意継続組合員は人間ドックは利用できません。特定健康審査は利用できます。

また、4月1日から年度末まで地方職員共済組合に加入している方が対象です。